

はじめに

現在の日本では、子どもの 6 人に 1 人が貧困の中で生きている。貧困家庭の子どもに対して、「貧困は自己責任だ」と言えるだろうか。本稿は、子どもの貧困の現状を示し、対策の現状と今後求められる対策を検討する。

第 1 章 子どもの貧困の現状把握

1 章では、子どもの貧困率、相対的所得ギャップおよび相対的剥奪指標の 3 つの指標を用い、日本の子どもの貧困の現状を把握する。

子どもの貧困率は、貧困基準以下の等価世帯所得しかない世帯に属する子どもが、子ども全体の何%にあたるかを示す指標である。OECD 等の国際機関で用いられており、その国の貧困の広がりや把握する一般的な指標である。相対的所得ギャップは、所得階層の中央の子どもと下位の子どもとの間の格差を示す指標であり、貧困の深刻さを示す。これらの指標は、所得という要素を基準として貧困を測る。

相対的剥奪指標は、その社会で期待される生活行動を具体的にリストアップし、それが実現できているか否かを指標化し、生活の質を基準として貧困を測る。定義が曖昧になりやすいなどの欠点から、子どもの貧困研究において同指標が用いられることは少ない。しかし、貧困を所得という 1 つの要素から測ることは難しく、阿部彩首都大学教授が指摘するように、子どもにとって期待される生活行動が実現できるか否かを他の子どもとの文脈で比較することが可能であるため、より子どもの目線で貧困を測ることができる。よって、子どもの貧困の現状を把握するには、これらの 3 指標を用いるべきである。

2012 年時点での子どもの貧困率は 16.3%で、OECD に加盟する 34 か国中 10 番目に高い。このうちひとり親世帯については、同加盟国中最も高い。相対的所得ギャップも、中位層と下位層の格差が先進諸国 41 か国中 8 番目に大きい。以上から、日本では子どもの貧困が広がっており、貧困の度合いも深いということが言える。相対的剥奪については、現在の日本の子どもの剥奪状態を示した調査がないに等しく、同指標を用いる意義が広く認識され、調査・研究が進められる必要がある。

第 2 章 貧困による子どもへの影響

貧困が子どもに与える影響として、学力やその他の能力が不足することと、ゆとりのない家庭環境をうむことが挙げられる。

2009 年のお茶の水女子大学の耳塚寛明教授らの研究により、家庭の経済状況が子どもの学力レベルに影響を与えることが示された。低い学力はその後の高校選択や大学進学に影響を与え、将来の職業選択の幅が狭まるおそれがある。また、クラブ活動や習い事など費用のかかる活動もあきらめざるを得ないとなれば、学力だけではなく、その子どもの開発できる能力の幅が狭まるおそれもある。さらに、阿部彩首都大学教授が指摘するように、貧困の家庭にある子どもは学力やその他の能力を伸ばす機会を失いやすいため、自己肯定感が低

くなる傾向がある。

家庭の経済状況によって学力やその他の能力に差が生じている原因の 1 つとして、教育費負担の重さが挙げられる。小中学校では、学習塾や習い事などの学校外活動費の割合が 6 割を占める。多くの家庭が学校外活動に費用をかける状況では、充実した学習環境で育つ多くの子どもと、貧困によりそれが不可能な家庭で育つ子どもの間で、学力や能力に差が生じるのは当然のことだろう。家庭の経済状況により子どもの学習機会に不平等が生じ、学力や能力に差が生じている状態は、教育を受ける権利を保障した憲法 26 条にてらして問題がある。

さらに、家庭が貧困であり親が長時間労働をせざるを得ない場合、多くの親はストレスを抱えながら子育てをすることが想定される。親が疲れて帰ってきた状態では子どもの悪い部分にしか目がいかず、うまく子育てをできない自分にも苛立ち、ストレスを直接子どもにぶつけてしまい、児童虐待に至る場合もある。ストレスで満ち溢れた家庭で育つ子どもは感情が不安定になりやすいことや、ストレスを感じ続けている又は親との関わりが希薄な子どもは不登校や非行を行うリスクが高いと指摘されている。

第 3 章 これまでの対策

従来の子どもの貧困対策として、公的な支援とその他の支援が行われている。公的な支援として、生活保護制度、児童手当、児童扶養手当および就学援助制度が挙げられる。

生活保護受給世帯のうち小中学生の子どもがいる場合には、教育扶助として、義務教育を受けるために必要な学用品費が定額支給される。ただし、生活保護を受けるには厳しい条件を満たさなければならない。

児童手当は、日本の代表的な子育て支援制度であり、年収 960 万円未満の家庭の中学校終了までの国内に在住する子どもを対象に支給される。制度の発足時は少数の多子貧困世帯の救済が目的であったが、少子化対策の色が濃くなり、現在では支給対象が大幅に広がり、1 人あたりの支援が薄い。用途も限定されておらず、世帯年収が 300 万円未満の世帯では、約半数が家庭の日常生活費に充てており、子どもの将来のための貯蓄等に充てる割合は非常に低く、子ども自身を支援できているとは言い難い。

児童扶養手当は、ひとり親家庭に支給される。児童手当に比べて対象が狭く支援も厚いが、母子世帯の平均年間就労収入が低い状況からすると、所得制限が厳しく、支給額も十分とは言えない。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難な児童を支援する。対象は、生活保護を受給する要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮している準用保護者であり、準用保護者の条件は生活保護受給条件より若干緩い。要保護者については、国が市町村の行う援助の一部を補助している。しかし準用保護者については、三位一体の改革により国からの補助が廃止され、用途を問わない一般財源として市町村に交付されることになったため、自治体によっては就学援助費に充てないこともあり、就学援助が十分に行われない場合もある。

現代の貧困とどう向き合うか～子どもの貧困対策についての検討～

13H2063 杉山 芽以

以上のように、これらの支援は、子どもの貧困を解決する上で高い効果を期待できるものではない。

公的な支援が手薄であることから、貧困家庭の子どもの学業を支えるためには、奨学金や学習支援事業等の支援が不可欠である。平成 26 年時点で、何らかの奨学金を受給している学生の割合は 50% 近くに達しており、そのうちの 9 割が日本学生支援機構の奨学金を利用している。同機構の奨学金は貸与型であり、多くの学生が返還に頭を悩ませる。家計収入減少などを理由とした延滞者も多く、学生の可能性を広げるはずの支援が家計や卒業後の学生の生活を圧迫している現実がある。

学習支援事業は、金銭上の理由で塾に通うことのできない子どもにとって、学校での遅れを取り戻す場となっている。それだけでなく、親との時間が不足しがちな子どもにとって、勉強を教える大学生が身近なお兄さん・お姉さんの存在として心の支えになる。

第 4 章 求められる対策

経済的困窮という根本原因が、教育機会の減少や進学制限、不安定な就労といった複数の問題を発生させ得る。それが親から子へ連鎖されることが、子どもの貧困の解決を難しくする。この「貧困の連鎖」を断ち切るには、現金給付のような経済的な支援を目の前の困窮状態を緩和させる応急処置的な位置づけとし、これに加えて学習支援や就労支援のような現物給付を長期的・継続的に行うことが効果的である。

第 5 章 子どもの貧困対策の新たな体制

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。

新たな体制では、子どもの貧困対策を総合的に推進することが目標とされた。現状を把握するための指標として、子どもの貧困率に加え、貧困家庭の子どもの高校・大学の進学率や、就職率などが設定された。これらの指標が用いられるようになったことは評価できるが、1 章で挙げたような子どもの剥奪状態を測る指標の開発や、子どもを中心とした人間関係や感情を測る指標の開発が必要であるとの指摘がされている。

上記の指標の数値を改善するべく、当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援および経済的支援の 4 分野で取り組む事項が決定された。

経済的支援に加えて長期的な生活支援を行うという体制のもと、親の生活状況の改善をはかりながら子どもの将来の可能性を保障することが目指されており、親から子への貧困の連鎖を断ち切る効果が期待できる内容である。今後は、対策が絵に描いた餅とならないよう、取り組みの状況と現状の把握・見直しを継続して行うことが必要となる。

この大綱を基に、各都道府県ではそれぞれの現状を踏まえた基本計画が策定された。全国的にも子どもの貧困の状況が深刻な青森県を取り上げ、具体的な計画の内容を考察する。青森県は、年間就労収入が低く、ひとり親率が全国平均よりも高い。そのため、就学援助率も

現代の貧困とどう向き合うか～子どもの貧困対策についての検討～

13H2063 杉山 芽以

高いが、実際には、ひとり親家庭の親の 7 割が子どもを高校卒業後も進学させたいと思っている。よって、青森県では子どもの教育の機会の保障を厚くし、親の就労状況の徹底的な改善が必要である。このような現状を受け、県では、子どもに対しては奨学金制度の見直しと医療関係での就職を支援するための修学資金の援助を計画し、親に対しては就労を含む自立支援プログラムを計画している。また、青森県では 20～30 代の人口流出に伴う少子化も進んでおり、貧困家庭を含む困難な状況に置かれる子どもを支える体制作りができなければ少子化の改善も見込まれないため、子どもを中心に置き、子どもの貧困を含めた様々な問題を解決するべく、総合的に対策を行うことが求められる。

おわりに

本稿で明らかにした通り、子どもの貧困は一気に抜本的に解決できるような単純な問題ではないため、解決にも時間がかかるだろう。しかし、その間にも子どもは成長していく。支援の体制ができるのを待つのではなく、我々ひとりひとりが現状に目を向け、困難な状況にある子どもに理解を示し、その成長を見守る必要がある。